

子メーターの有効期限に注意!

# 子メーターをご使用の施設管理者、 貸しビルオーナーなどの皆様へ

**電気・ガス・水道などのメーターは、有効期限があります!**

電気、ガス、水道は、その使用量に応じて料金の請求・支払いが行われます。この使用量を計測するためのメーターは、計量法に定める検定に合格し、検定証印等【図 1】が付されたものを使用しなければなりません。また、これらのメーターには法で定められた有効期間【図 2】があり、この有効期間が満了する前に、検定済のメーターに取り替える必要があります。なお、有効期間を超過して使用している場合、計量法に基づく罰則規定があります。

【図 1】 検定証印等



検定証印

基準適合証印

【図 2】 メーターの有効期間

電力量計（電気メーター）※1	10年
水道メーター	8年
ガスメーター（都市・プロパン）※2	10年

※1 種類により5年・7年のものもあります。

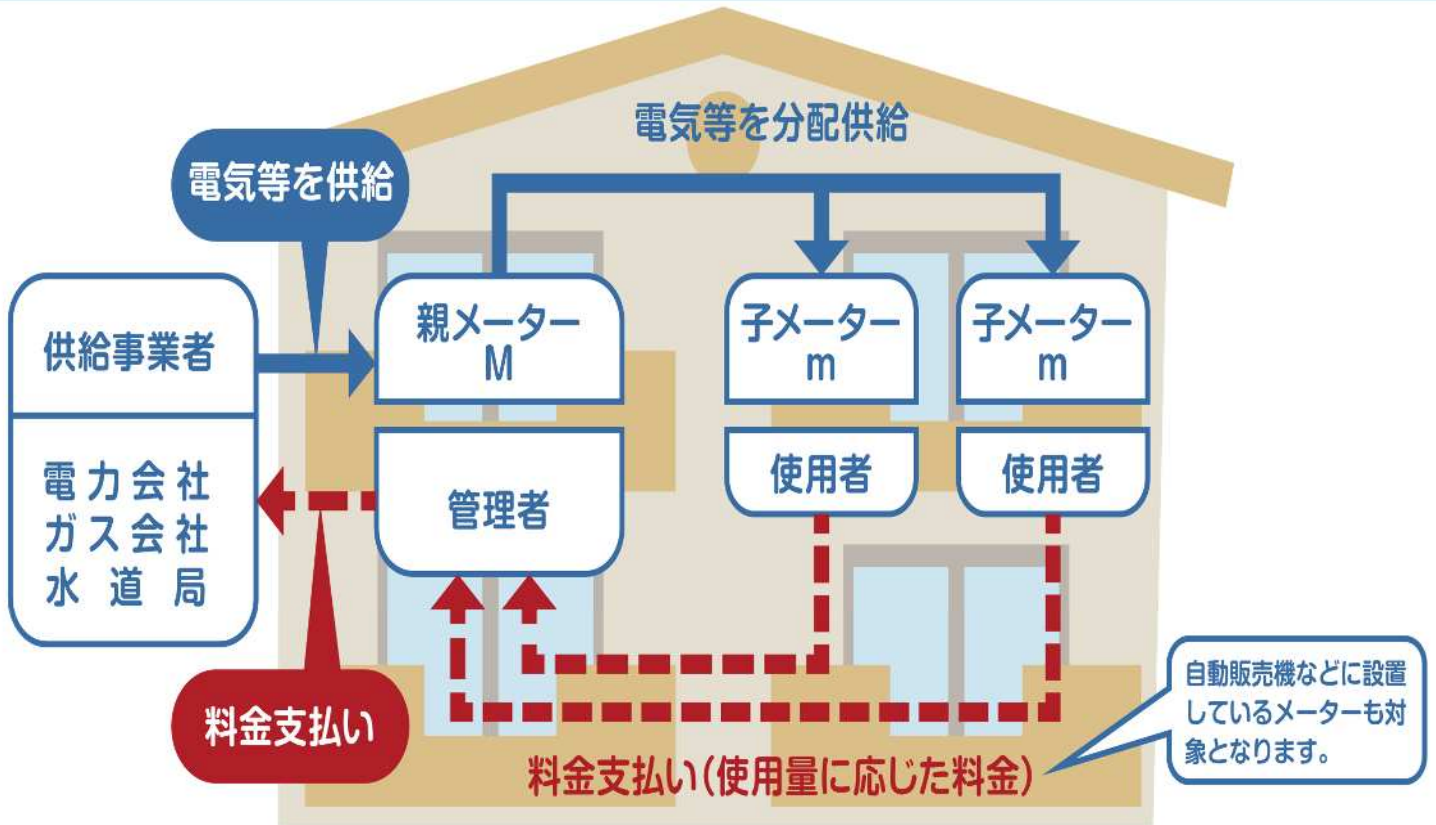
※2 種類により7年のものもあります。

**メーターには「親メーター」と「子メーター」があります!**

- 親メーター：供給事業者（電力会社、ガス会社、水道局）が料金請求に使用しているメーター。有効期間が切れないように供給事業者が取り替えています。
- 子メーター：建物・施設の所有者や管理者が一括で支払った光熱水費を使用者等に配分するために使われるメーター。親メーターと同様に有効期間内のメーターでなければなりません。

**子メーターは施設管理者等が適切に管理する必要があります。**

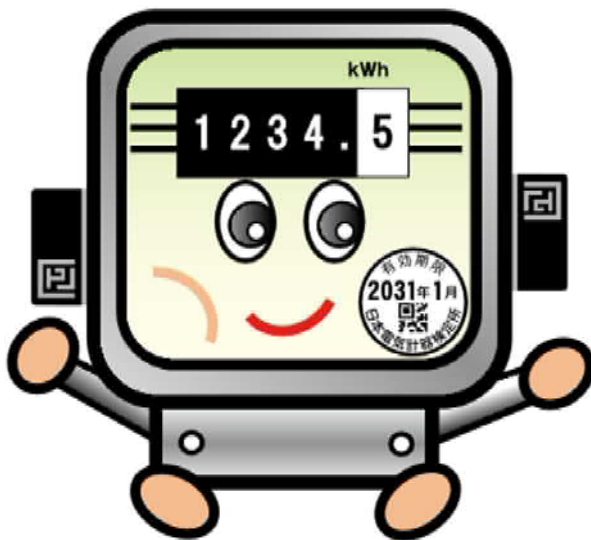
# 親メーターと子メーターの図解



## お使いの子メーターは有効期限内ですか？

まずは、有効期限を確かめてみましょう。有効期限は、検定証印等の隣接した箇所〔検定ラベル（シール）など〕で確認できます。現在設置している各メーターは和暦と西暦が混在していますので、注意してください。

【有効期限表示例(電気メーターの場合)】



有効期限は、電気計器前面の丸形で白色の検定ラベル又は適合ラベルで確認できます。

※関西地区証明用電気計器対策委員会の啓発チラシより

検定に合格したものの	和暦	有効期限 40年12月 日本電気計器検定所 (平成40年12月まで)	有効期限 33年3月 日本電気計器検定所 (平成33年3月まで)
	西暦	有効期限 2031年1月 日本電気計器検定所 (2031年1月まで)	(2031年1月まで)
基準適合検査に適合したものの	和暦	有効期限 40年12月 000000 (平成40年12月まで)	有効期限 33年3月 000000 (平成33年3月まで)
	西暦	有効期限 2031年1月 000000 (2031年1月まで)	(2031年1月まで)

※表記の数字は有効期限を表す。